

入院時生活療養費（Ⅰ）【療養病棟-医療保険】

当院は、健康保険法第63条第2項第2号イおよび高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第2号イに掲げる療養（入院時食事療養（Ⅰ））の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

食事の提供時間について

朝：7：30 昼：12：00 夕：18：00

標準負担額

		食費（1食）	居住費（1日）
一般：	入院時生活療養（Ⅰ）	510円	370円
	指定難病患者	300円	0円
低所得Ⅱ：	申請月以前の12か月以内の入院日数90日以下	240円	370円
	申請月以前の12か月以内の入院日数90日超	190円	
低所得Ⅰ：	下記に該当しない者	140円	370円
	重篤な病状又は集中的治療を要するもの	110円	370円
	指定難病患者，老齢福祉年金受給者，境界層該当者	110円	0円

2025年4月1日